



2025年8月19日

各 位

株式会社クシム  
代表取締役 田原 弘貴  
(証券コード:2345 東証スタンダード市場)  
(お問合せ先)代表取締役 田原 弘貴  
電話03-6427-7380(代表)

## 議決権行使許容・禁止の仮処分の申立て及び新株発行無効等の訴え の提起のお知らせ

当社は、本日、大阪地方裁判所に対して議決権行使禁止・行使の仮処分の申立て(以下「本件申立て」といいます。)、大阪地方裁判所堺支部に対して新株発行等無効確認の訴えの提起(以下「本訴」といいます。)をいたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1 本件訴え及び本件申立ての経緯

#### (1)臨時株主総会招集許可決定について

当社は、大阪地方裁判所堺支部の2025年8月4日付け臨時株主総会招集許可決定(以下「本件許可決定」といいます。)に基づき、同月14日に株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDHD」といいます。)の臨時株主総会(以下「本件臨時株主総会」といいます。)を開催することを予定しておりました。本件許可決定は当社が継続してZEDHDの株主であることを前提としたものであり、当社は、ZEDHDの株主として2025年8月14日を開催日として臨時株主総会を招集しておりました。

一方で、株式会社ネクスグループ(以下「ネクスグループ」といいます。)は2025年8月7日付で、本件臨時株主総会において当社による議決権行使禁止の仮処分の申立てを行っておりました。当社は、2025年8月13日付けで東京地方裁判所より、本件許可決定に基づいて開催されるZEDHD株主総会において、当社が議決権を行使してはならない旨の本件決定を受けました。

当社は、2025年8月18日付「仮処分決定に対する異議申立てのお知らせ」で開示したとおり、東京地方裁判所に対して異議を申し立てました。

## (2) 本件申立て及び本件訴えの趣旨

上記仮処分は、あくまで当社が議決権を行使することができるか否かのみが審理の対象になっており、また、ZEDHDが当事者となっておりません。

そこで、当社は、上記と並行して、ZEDHDも当事者に含める形式で、当社が議決権行使をすることができること、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス(以下「カイカフィナンシャルホールディングス」といいます。)が議決権行使をすることができないこと、ネクスグループが議決権行使をすることができないことを求めるべく、新たに、ZEDHD、カイカフィナンシャルホールディングス、ネクスグループを債務者として、大阪地方裁判所に議決権行使許容・禁止の仮処分を申し立てました。

また、並行して、ZEDHD、カイカフィナンシャルホールディングス、ネクスグループを被告として、大阪地方裁判所堺支部に、当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴えを提起いたしました。

## 2 今後の方針

当社は、上記のとおり、当社は、ZEDHDの株主であることを前提とする本件許可決定を受けており、ZEDHDの株主として適法に議決権を行使し、ZEDHD、ZEDHDの完全子会社である株式会社Zaif、ZEDHDに移転させられた株式会社クシムソフト、チューリングム株式会社、株式会社Web3テクノロジーズ、Digital Credence Technologies Limitedの取戻しを図ることに努めてまいります。

本件申立ての結果については、あらためてお知らせいたします。

以上